

ストラテジストの眼

2024年、2つの大台を突破したビットコイン

- ビットコインは10月に1000万円という大台を突破したのに続き、12月5日には10万ドルという大台を突破しました。
- トランプ新政権のもとでは規制緩和が推進されると見えています。米国においては、さらなる暗号資産のETF化、国家戦略としてのビットコイン準備金構想などが注目点であり、暗号資産の管轄や「暗号資産が証券に該当するのか」についても再検討の可能性が高いと見えています。暗号資産の中での基軸通貨という位置づけのビットコインにとっても追い風でしょう。

1. 1000万円、10万ドルという大台を突破

今年は米国株、特にメガテック株の好調な株価が耳目を集めました。それを遥かに凌駕するパフォーマンスを示したのがビットコインです。ビットコインは「デジタル・ゴールド」と称されることもありますが、堅調な金価格を大きく上回るパフォーマンスを示しています。

年初に4万ドル台であったビットコインは、1月の米証券取引委員会(SEC)によるビットコインETFの承認、4月に到来する半減期などへの期待感を受けて上昇したものの、3月以降、調整局面に入りました。しかし、大統領候補のトランプ氏が暗号資産を支持する姿勢を明確化したこともあり、11月の米大統領選を前にビットコインは上昇基調に復帰し、10月には1000万円の大台を突破しました。トランプ氏が大統領選で勝利したことを受けて、これまで暗号資産に対して慎重な姿勢を貫いてきたガイリー・ゲンスラーSEC長官の退任が決まりました。代わって暗号資産推進派のポール・アトキンス氏が次期長官に指名されたことを受けて、ビットコインは12月5日に10万ドルという大台も突破しました。足元では暗号資産担当官の任命も検討中と報じられています。

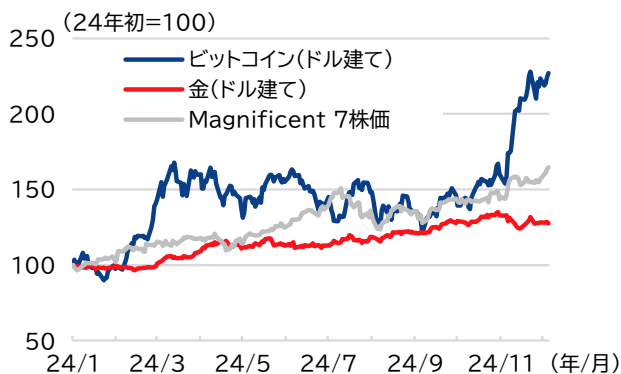
2. 米規制緩和が暗号資産業界の追い風に

就任前からTruth Socialを使ってサプライズを投下し続けるトランプ氏ですが、新政権のもとでは規制緩和が推進されると見えています。米国においては、(ビットコインETF、イーサリアムETFに次ぐ)さらなる暗号資産のETF化、国家戦略としてのビットコイン準備金構想などが注目点であり、暗号資産の管轄や「暗号資産が証券に該当するのか」についても再検討の可能性が高いと見えています。規制緩和が暗号資産業界に追い風となるのであれば、それは暗号資産の中での基軸通貨という位置づけのビットコインにも追い風として働くでしょう。

暗号資産の位置づけは国によってまちまちであり、「暗号資産に価値があるのか」についても多様な意見があるようです。ただ、2009年に誕生したビットコインは、金融市場の荒波の中、金や米ドルにはまだ及ばずとも、既に銀や英ポンドを上回る規模に成長し、日本円に次ぐ存在となりました。変わらぬボラティリティの高さは玉に瑕ですが、価格データは充実しており、ビットコインを資産に組み入れる海外機関投資家は着実に増えています。10万ドルの壁を越えたビットコインは、直後から大きなボラティリティに見舞われていますが、10万ドルは到達点よりも通過点の可能性が高いと見えています。

図表1 ビットコイン価格の短期推移

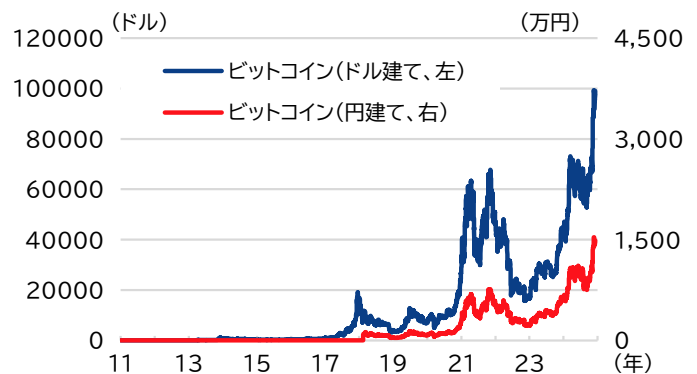
(期間 2024年1月1日~2024年12月5日、日次)



※Magnificent 7とは、Alphabet Inc、Amazon.com Inc、Apple Inc、Meta Platforms Inc、Microsoft Corp、NVIDIA Corp、Tesla Incの7社

図表2 ビットコイン価格の長期推移

(期間 2011年1月1日~2024年12月5日、日次)



(図表1~2の出所) Bloombergデータを基にSBI岡三アセットマネジメント作成

留意事項

SBI岡三アセットマネジメントについて

商号：SBI岡三アセットマネジメント株式会社

SBI岡三アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引業者として投資運用業、投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を営んでいます。登録番号は、関東財務局長(金商)第370号で、一般社団法人投資信託協会および一般社団法人日本投資顧問業協会に加入しています。

投資信託のリスク

- 投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆様には帰属します。

留意事項

- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 投資信託の収益分配は、各ファンドの分配方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

お客様にご負担いただく費用

- お客様が購入時に直接的に負担する費用
購入時手数料：購入金額（購入価額×購入口数）×上限3.85%（税抜3.5%）
- お客様が換金時に直接的に負担する費用
信託財産留保額：換金時に適用される基準価額×0.3%以内
- お客様が信託財産で間接的に負担する費用
運用管理費用(信託報酬)の実質的な負担：純資産総額×実質上限年率2.046%（税抜1.86%）
※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことをいいます。
なお、実質的な運用管理費用(信託報酬)は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。
- その他費用・手数料
監査費用：純資産総額×上限年率0.0132%（税抜0.012%）
※上記監査費用の他に、有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産から間接的にご負担いただく場合があります。
(監査費用を除くその他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。)
- お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を示すことはできません。

<本資料に関してご留意いただきたい事項>

■上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、委託会社であるSBI岡三アセットマネジメント株式会社が運用する公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております。■投資信託のリスクや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説明書(交付目論見書)」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的としてSBI岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成日時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものではありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■購入の申込みに当たっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡しますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。

(2024年11月末現在)

<本資料に関するお問い合わせ先>

フリーダイヤル 0120-048-214 (9:00~17:00 土・日・祝祭日・当社休業日を除く)